

| 会長 | 事務局長 | 主査 | 係 |
|----|------|----|---|
|    |      |    |   |

大府市農業委員会

第 710 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 710 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 10 月 21 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 6 年 10 月 21 日（月） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

|     |      |    |    |
|-----|------|----|----|
| 会 長 | 13 番 | 久野 | 一弘 |
| 副会長 | 12 番 | 鈴木 | 広子 |
| 委 員 | 1 番  | 久野 | 恵子 |
|     | 2 番  | 深谷 | 英一 |
|     | 3 番  | 鈴置 | 省悟 |
|     | 4 番  | 浅田 | 昭茂 |
|     | 5 番  | 服部 | 啓子 |
|     | 6 番  | 大威 | 千里 |
|     | 7 番  | 竹内 | 修造 |
|     | 8 番  | 加古 | 俊治 |
|     | 9 番  | 本田 | 貴士 |
|     | 10 番 | 小島 | 春男 |
|     | 11 番 | 成田 | 正彦 |

（農地利用最適化推進委員）

|      |    |     |
|------|----|-----|
| 14 番 | 稲葉 | きみ子 |
| 15 番 | 大嶋 | 英二  |
| 16 番 | 神谷 | 登   |
| 17 番 | 鈴木 | 千代子 |
| 18 番 | 竹内 | 敬三  |
| 19 番 | 富田 | 勇治  |

・欠席委員

（農業委員）

欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

|     |     |
|-----|-----|
| 会 期 | 1 日 |
|-----|-----|

議 事 日 程（第 710 回）

令和 6 年 10 月 21 日

| 日<br>程 | 議案<br>番号 | 件 名                                                     | 備 考 |
|--------|----------|---------------------------------------------------------|-----|
| 1      |          | 会議書記の指名について                                             |     |
| 2      | 報告<br>1  | 農地法第 5 条の規定による届出について                                    |     |
| 3      | 報告<br>2  | 農地改良届について                                               |     |
| 4      | 報告<br>3  | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について                                |     |
| 5      | 議案<br>1  | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                                  |     |
| 6      | 議案<br>2  | 農地法第 5 条の規定による許可申請について                                  |     |
| 7      | 議案<br>3  | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について                             |     |
| 8      | 議案<br>4  | 基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第 19 条） |     |
|        |          |                                                         |     |
|        |          |                                                         |     |
|        |          |                                                         |     |
|        |          |                                                         |     |
|        |          |                                                         |     |
|        |          |                                                         |     |
|        |          |                                                         |     |

・ 農業委員会事務局職員

事務局長            花井   信武

事務局              下谷   敏信

                        花田   佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 710 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条の規定による届出について』から、日程第 4、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 5 条の規定による届出について』から、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出について』までをご説明します。

始めに、報告第 1 号『農地法第 5 条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 1 頁から 2 頁までの 6 件です。畑が 7 筆、田が 2 筆で、転用面積は合計で 935.22 m<sup>2</sup>の届出がありました。転用目的は、住宅が 4 件、店舗と駐車場がそれぞれ 1 件ずつです。

次に、報告第 2 号『農地改良届について』をご説明します。

農地を嵩上げ、又は切土して、農地として利用されるもので、議案書 3 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、面積は 800 m<sup>2</sup>の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合していました。

以上の報告案件については、局長専決のうえ、受理通知した旨を報告します。

次に、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 4 頁の 1 件です。畑と田がそれぞれ 1 筆ずつで、面積は合計で 679 m<sup>2</sup>の届出がありました。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 3 号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第 5、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 1 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書5頁の大府市農業委員会の許可案件1件です。田が9筆で、面積は合計で6,893㎡の申請です。

この案件の申請事由として、開発事業があり事業者へ農地を提供したので、農業経営の維持のため提供分の農地を新たに取得するものです。

以上の案件につきましては、譲受人の全経営農地の耕作状況及び従事日数等を農地法第3条第2項各号に照らし合わせても、これら全ての要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などありませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第6、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』の3件を上程します。このうち3番の案件は、富田勇治委員が議事参与の制限に該当するものとなります。始めに、議事参与の制限に該当しない1番と2番の2件について、審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』のうち議事参与の制限に該当しない1番と2番の2件についてご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書6頁の愛知県知事の許可案件2件です。内訳は、畑が4筆で、転用面積は合計で3,106㎡の申請です。

1番と2番の案件はともに、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、いずれも、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地となりますので、農地区

分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、いずれも許可できるに該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

1番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、碎石舗装で自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、2番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、碎石敷で自然浸透しますが、オーバーフローの場合には、一体利用地の住宅地内の管を経由して道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号のうち1番と2番を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号のうち1番と2番の2件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、議案第2号のうち3番の1件は、富田勇治委員が、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与に該当するため、富田勇治委員は退室してください。

(富田委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第2号のうち富田勇治委員が、議事参与の制限に該当する3番の1件について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号のうち議事参与の制限に該当する3番の案件についてご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書7頁の愛知県知事の許可案件1件です。内訳は、田が1筆で、転用面積は1,524㎡の申請です。

この案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設、公益的施設が連たんしている区域にある農地となりますので。農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

3番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士委員)

3番の申請地は、盛り土をしますが、周辺にはコンクリートブロック積みを行います。雨水は、敷地内の集水桝から北の道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号のうち3番の1件を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号のうち3番の1件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

富田勇治委員は入室してください。

(富田委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第7、議案第3号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』をご説明します。生産緑地法第10条に基づき、農家の主たる従事者が死亡又は、農業に従事することが不可能となる故障を有することとなった場合、市長等に買い取りを申し出ることができることとなっています。その際に必要な証明で、議案書第8頁の2件の申請がありました。本案件は、主たる従事者の故障によるものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番と2番の案件についてまとめて、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

今回、1番と2番の申出については、いずれも主たる従事者の故障による買取り申出であり、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8、議案第4号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第19条）』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（基盤強化法第19条）』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書9頁の1件です。畑が4筆で、面積は1,849㎡の申請です。借り手は、市外の方が1名で、この借り手は、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。



説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見は無いようですので、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第710回総会を閉会します。